

《穂別町民センター使用料》

(単位：円)

期間	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～13時	13時～17時	17時～22時
区分	1,100	1,760	2,200	1,430	2,310	2,860
	<del>1,080</del>	<del>1,720</del>	<del>2,160</del>	<del>1,400</del>	<del>2,260</del>	<del>2,800</del>
多目的ホール	880	1,320	1,760	1,100	1,760	2,420
	<del>860</del>	<del>1,290</del>	<del>1,720</del>	<del>1,080</del>	<del>1,720</del>	<del>2,370</del>
ツツジホール	330	440	660	440	660	880
	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>
研修室	660	880	1,320	880	1,320	1,870
	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>1,290</del>	<del>860</del>	<del>1,290</del>	<del>1,830</del>
コミュニティー ルームA	660	880	1,320	880	1,320	1,870
	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>1,290</del>	<del>860</del>	<del>1,290</del>	<del>1,830</del>
コミュニティー ルームB	330	550	770	440	660	990
	<del>320</del>	<del>540</del>	<del>750</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>970</del>
調理室	440	660	880	660	880	1,210
	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>1,180</del>
第1会議室	440	660	880	660	880	1,210
	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>1,180</del>
第2会議室	440	660	880	660	880	1,210
	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	<del>1,180</del>

《町民会館使用料》

(単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9時～12時	12時～17時	17時～23時	9時～12時	12時～17時	17時～23時
若草町 民会館	大集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		<del>750</del>	<del>1,080</del>	<del>1,400</del>	<del>1,080</del>	<del>1,510</del>	<del>1,940</del>
	第1和室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
	第2和室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
第3和室	110	220	330	220	330	440	
	<del>100</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	
備付物品使用料		規則で定める額					
ふれあ い町民 会館	大集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		<del>750</del>	<del>1,080</del>	<del>1,400</del>	<del>1,080</del>	<del>1,510</del>	<del>1,940</del>
	会議室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
	第1和室	330	440	660	440	660	880
		<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>
第2和室	220	330	440	330	440	660	
	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	
第3和室	110	220	330	220	330	440	
	<del>100</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	
備付物品 使用料		規則で定める額					

(単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9時～12時	12時～17時	17時～23時	9時～12時	12時～17時	17時～23時
ム・ペ ツ館	大集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		<del>750</del>	<del>1,080</del>	<del>1,400</del>	<del>1,080</del>	<del>1,510</del>	<del>1,940</del>
	第1和室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
	第2和室	330	440	660	440	660	880
		<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>
	調理実習 室	330	440	660	440	660	880
		<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>
	教養娯楽 室	440	550	770	660	770	1,100
		<del>430</del>	<del>540</del>	<del>750</del>	<del>640</del>	<del>750</del>	<del>1,080</del>
実技研修 室	330	440	660	440	660	880	
	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	
相談室	110	220	330	220	330	440	
	<del>100</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	
仁和会 館	大集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		<del>750</del>	<del>1,080</del>	<del>1,400</del>	<del>1,080</del>	<del>1,510</del>	<del>1,940</del>
	和室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
会議室	440	550	770	660	770	1,100	
	<del>430</del>	<del>540</del>	<del>750</del>	<del>640</del>	<del>750</del>	<del>1,080</del>	
富内銀 河会館	大集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		<del>750</del>	<del>1,080</del>	<del>1,400</del>	<del>1,080</del>	<del>1,510</del>	<del>1,940</del>
	第1会議室	220	330	440	330	440	660
		<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	<del>640</del>
	第2会議室	330	440	660	440	660	880
<del>320</del>		<del>430</del>	<del>640</del>	<del>430</del>	<del>640</del>	<del>860</del>	
相談室	110	220	330	220	330	440	
	<del>100</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>210</del>	<del>320</del>	<del>430</del>	

追加使用料

(単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)		冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)	
		5時以後9時まで	23時以後5時まで	5時以後9時まで	23時以後5時まで
		若草町 民会館	大集会室	300	340
	<del>330</del>			<del>430</del>	<del>460</del>
第1和室	90		110	140	150
			<del>100</del>		
第2和室	90		110	140	150
		<del>100</del>			
第3和室	50	60	80	90	

(単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)		冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)	
		5時以後9時まで	23時以後5時まで	5時以後9時まで	23時以後5時まで
ふれあい町民 会館	大集会室	300	340 <del>330</del>	440 <del>430</del>	470 <del>460</del>
	会議室	90	110 <del>100</del>	140	150
	第1和室	130 <del>120</del>	140	180	190
	第2和室	90	110 <del>100</del>	140	150
	第3和室	50	60	80	90
ム・ペ ソ館	大集会室	300	340 <del>330</del>	440 <del>430</del>	470 <del>460</del>
	第1和室	90	110 <del>100</del>	140	150
	第2和室	130 <del>120</del>	140	180	190
	調理実習室	130 <del>120</del>	140	180	190
	教養娯楽室	170	180	260 <del>250</del>	270
	実技研修室	130 <del>120</del>	140	180	190
	相談室	50	60	80	90
仁和会 館	大集会室	300	340 <del>330</del>	440 <del>430</del>	470 <del>460</del>
	和室	90	110 <del>100</del>	140	150
	会議室	170	180	260 <del>250</del>	270
富内銀 河会館	大集会室	300	340 <del>330</del>	440 <del>430</del>	470 <del>460</del>
	第1会議室	90	110 <del>100</del>	140	150
	第2会議室	130 <del>120</del>	140	180	190
	相談室	50	60	80	90

## 《介護予防センター使用料》

(単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)			冬期間(11月～4月)		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時
研修室1	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>
研修室2	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>
調理指導室	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>
機能訓練室	1,540 <del>1,510</del>	2,090 <del>2,050</del>	2,640 <del>2,590</del>	2,090 <del>2,050</del>	3,080 <del>3,020</del>	3,630 <del>3,560</del>

## 《生活館使用料》

(単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
		9時～12時	12時～17時	17時～23時	9時～12時	12時～17時	17時～23時
中央生 活館	集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
		750	1,080	1,400	1,080	1,510	1,940
	相談室 (和室1)	220	330	440	330	440	660
		210	320	430	320	430	640
	相談室 (和室2)	330	440	660	440	660	880
		320	430	640	430	640	860
	調理研修 室	330	440	660	440	660	880
		320	430	640	430	640	860
文化研修 室	440	550	770	660	770	1,100	
	430	540	750	640	750	1,080	
地区生 活館	資料室会 議室	330	440	660	440	660	880
		320	430	640	430	640	860
	集会室	770	1,100	1,430	1,100	1,540	1,980
	750	1,080	1,400	1,080	1,510	1,940	
和室	220	330	440	330	440	660	
	210	320	430	320	430	640	

追加使用料 (単位：円)

施設名	区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)		冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)	
		5時以後9時まで	23時以後5時まで	5時以後9時まで	23時以後5時まで
		中央生活館	集会室	300	340 <del>330</del>
	相談室 (和室1)	90	110 <del>100</del>	140	150
	相談室 (和室2)	130 <del>120</del>	140	180	190
	調理研修室	130 <del>120</del>	140	180	190
	文化研修室	170	180	260 <del>250</del>	270
	資料室会議室	130 <del>120</del>	140	180	190
地区生活館	集会室	300	340	440	470
	大集会室		<del>330</del>	<del>430</del>	<del>460</del>
	和室	90	110 <del>100</del>	140	150

《高齢者生きがいセンター使用料》 (規則改正) (単位：円)

室名	区分	単位	料金	
浴室	大人	1回	300	
	中人	1回	140	
	小人		無料	
	回数券	大人	1冊(12枚綴り)	3,000
		中人	1冊(12枚綴り)	1,400
定期券	大人	1月	2,000	
和室	休憩	1室1回につき(3時間まで)	1,100 <del>1,080</del>	
		3時間を超え1時間増ごと	260 <del>250</del>	
	宿泊	1人1泊につき	2,420 <del>2,370</del>	
		暖房料	220 <del>210</del>	

※ 摘要 (1～2略)

3 暖房料を徴収する期間は、11月から4月までとする。

《穂別ふれあい健康センター使用料》 (単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)			冬期間(11月～4月)		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時
講習室	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>
調理室	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>

《斎場使用料》 (単位：円)

区分	使用料
休憩室(和室) 1室	3,080 <del>3,020</del>

※ 休憩室以外の使用料の改正はありません。

《農作業準備休憩施設使用料》 (単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～13時	13時～17時	17時～22時
休憩所	440 <del>430</del>	550 <del>540</del>	660 <del>640</del>	550 <del>540</del>	660 <del>640</del>	770 <del>750</del>

《ふれあい農園使用料》 (単位：円)

1区画	年額	
		5,170 <del>5,070</del>

《集落センター使用料》 (単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～23時	9時～12時	12時～17時	17時～23時
多目的ホール (第1研修室)	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>	1,430 <del>1,400</del>	1,100 <del>1,080</del>	1,540 <del>1,510</del>	1,980 <del>1,940</del>
会議室 (技術研修室)	440 <del>430</del>	550 <del>540</del>	770 <del>750</del>	660 <del>640</del>	770 <del>750</del>	1,100 <del>1,080</del>
生活改善室 (調理加工室)	880 <del>860</del>	1,210 <del>1,180</del>	1,650 <del>1,620</del>	1,210 <del>1,180</del>	1,650 <del>1,620</del>	2,310 <del>2,260</del>
和集会室 (第2研修室半面)	330 <del>320</del>	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>
生活研修室 (第2研修室半面)	330 <del>320</del>	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	440 <del>430</del>	660 <del>640</del>	880 <del>860</del>
備付物品使用料(川西 第2集落センターのみ)	ガス回転釜	1時間につき	510 <del>500</del>	利用時間が1時間に満たない場合は、1時間として取り扱う。		

## 追加使用料

(単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)		冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)	
	5時以後9時まで	23時以後5時まで	5時以後9時まで	23時以後5時まで
	多目的ホール (第1研修室)	300	340	440
会議室 (技術研修室)	170	180	260	260
生活改善室 (調理加工室)	350	390	480	550
和集会室 (第2研修室半面)	130	150	170	200
生活研修室 (第2研修室半面)	130	150	170	200

## 《漁村センター使用料》

(単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～23時	9時～12時	12時～17時	17時～23時
集会室	660	990	1,210	990	1,320	1,650
第1研修室	220	330	550	330	550	660
第2研修室	440	550	770	550	770	990
調理実習室	440	660	880	660	880	1,210
休憩室	220	330	440	330	440	660

## 追加使用料

(単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)		冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)	
	5時以後9時まで	23時以後5時まで	5時以後9時まで	23時以後5時まで
	集会室	260	300	390
第1研修室	80	140	130	160
第2研修室	170	190	220	250
調理実習室	170	220	260	300
休憩室	80	110	130	160

## 《産業会館使用料》

(単位：円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料			冬期間(11月～4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～12時	12時～17時	17時～22時
第1会議室	550	990	1,210	770	1,320	1,540
第2会議室	880	1,430	1,760	1,100	1,760	2,090
第3会議室	1,210	1,980	2,420	1,650	2,640	3,190
第1研修室	1,650	2,750	3,300	2,310	3,740	4,510
第2研修室	330	550	660	440	770	880
青年研修室	770	1,320	1,540	1,100	1,760	2,090

## 《生涯学習センター使用料》

(団体利用の使用料)

(単位：円)

区分	夏期間(5～10月)使用料				冬期間(11月～4月)使用料			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 22時	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 22時
運動場	3,080	4,180	5,170	12,430	3,520	4,620	6,820	14,960
研修室1	880	1,210	1,320	3,410	1,320	1,760	1,870	4,950
研修室2	440	660	660	1,760	660	880	880	2,420
研修室3	440	660	660	1,760	660	880	880	2,420
和室A	440	660	660	1,760	660	880	880	2,420
和室B	440	660	660	1,760	660	880	880	2,420
和室C	440	660	660	1,760	660	880	880	2,420

摘要 合宿は、午前10時から翌日午前9時までの利用とし、1人1回510円 500円(寝具、食事なし)。

※ 個人利用時の高校生20円、一般30円の使用料は改正されません。

《学習交流センター使用料》

(単位:円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料				冬期間(11月～4月)の使用料			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 22時	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 22時
調理室	880 860	1,210 1,180	1,320 1,290	3,410 3,330	1,320 1,290	1,760 1,720	1,870 1,830	4,950 4,840
交流室A	440 430	660 640	660 640	1,760 1,710	660 640	880 860	880 860	2,420 2,360
交流室B	440 430	660 640	660 640	1,760 1,710	660 640	880 860	880 860	2,420 2,360
和室	330 320	550 540	550 540	1,430 1,400	550 540	660 640	770 750	1,980 1,930
食品加工 実習室	880 860	1,210 1,180	1,320 1,290	3,410 3,330	1,320 1,290	1,760 1,720	1,870 1,830	4,950 4,840
備付物品 使用料	食品加工に使用する備付物品については、規則で定める。							

摘要

- 1 利用区分は、4区分とする。
- 2 調理室の水道、ガス使用料は、1の利用区分ごとに1,400円とする。ただし、調理台1台につき水道、ガス使用料は280円とする。
- 3～5 (略)

追加使用料

(単位:円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料 (1時間につき)5時～9時まで	冬期間(11月～4月)の使用料 (1時間につき)5時～9時まで
調理室	260 250	380 370
交流室A	140	190
交流室B	140	190
和室	110 100	160
食品加工実習室	260 250	380 370

《若者交流センター使用料》

(単位:円)

区分	高校生以上	中学生以下
宿泊料(1人1泊)	1,650円 1,620円	1,100円 1,080円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満の子は、無料とする。</li> <li>・冬期間(11月1日から翌年4月30日までの間)は、1人当たり1泊200円の暖房料を加算する。</li> <li>・食事代は、別途徴収する。</li> <li>・この使用料は、消費税を含むものとする。</li> </ul>		

《体育館使用料》

鶴川町民体育館

(団体使用料)

(単位:円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料				冬期間(11月～4月)の使用料			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時30分	9時～ 21時30分	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時30分	9時～ 21時30分
競技場	9,240 9,070	12,320 12,090	17,310 16,950	32,450 31,750	10,780 10,580	14,190 13,930	20,770 20,300	38,170 37,360
武道場	3,080 3,020	4,620 4,530	8,660 8,420	13,640 13,280	3,850 3,780	5,720 5,610	10,390 10,150	16,610 16,300
会議室	330 320	550 540	880 860	1,650 1,620	550 540	880 860	1,210 1,180	2,200 2,160

穂別スポーツセンター

(団体使用料)

(単位:円)

区分	夏期間(5月～10月)の使用料				冬期間(11月～4月)の使用料			
	午前	午後	夜間	全日	午前	午後	夜間	全日
	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 21時	9時～ 13時	13時～ 17時	17時～ 21時	9時～ 21時
競技室	3,140 3,020	4,190 4,100	5,240 5,070	10,450 10,150	4,710 4,530	6,290 6,150	7,860 7,660	15,730 15,220
トレーニング 室	550 540	770 750	1,100 1,080	2,200 2,160	770 750	1,100 1,080	1,540 1,510	3,080 3,020

※ 両体育館とも個人利用時の高校生20円、一般30円の使用料は改正されません。

《野球場使用料》

田浦野球場、穂別野球場及び田浦第2野球場

野球場使用料	夜間照明灯使用料
2時間まで 1,240円 1,260円	30分につき 1,030円 1,050円
概要 1 野球場使用料は、超過1時間につき310円とする。 2 夜間照明灯の利用は、17時から21時30分までとする。	
野球場使用料	
2時間まで 620円 630円	
概要 1 野球場使用料は、超過1時間につき160円とする。	

《ゲートボール場使用料》

(団体使用料)

(単位:円)

区分	夏期間(5月~10月)の使用料			冬期間(11月~4月)の使用料		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時~12時	12時~17時	17時~21時30分	9時~12時	12時~17時	17時~21時30分
ゲートボール場	1,120 <del>1,100</del>	1,920 <del>1,890</del>	1,980 <del>1,940</del>	1,770 <del>1,730</del>	2,930 <del>2,880</del>	2,930 <del>2,880</del>

(個人使用料)

(単位:円)

区分	1人1回の金額	1月定期の金額	摘要
高校生	20円	330 <del>320</del>	
一般	30円	530 <del>520</del>	

《スケートセンター使用料》

(アイスホッケーリンクを団体が占有する場合)

(単位:円)

区分	午前	午後	夜間	備考
	9時~13時	13時~17時	17時~20時	
一般	1,050 <del>1,030</del>	1,050 <del>1,030</del>	1,570 <del>1,540</del>	
高校生	840 <del>830</del>	840 <del>830</del>	1,260 <del>1,240</del>	

※ アイスホッケーリンクの団体専用以外の利用は、今までどおり無料です。

《パークゴルフ場使用料》

(単位:円)

区分	料金	摘要
一般(高校生以上)	町民 300円	料金は1人1日のコース利用料金。団体利用(10人以上)については、事前許可を得た場合のみ、当該料金の10%を割引くものとする。
	町外者 500円	
小中学生65歳以上	町民 100円	
	町外者 200円	
シーズン利用券	町民 10,480円 <del>10,260円</del>	町民の満65歳以上は半額とする。
	町外者 10,480円 <del>10,260円</del>	
パークゴルフ用具	100円	1組(クラブ、ボール各1)

《テニスコート使用料》

(単位:円)

区分	高校性	一般
テニスコート使用(1人)	20	30
夜間照明料(1面)	100	200

《中村記念館使用料》

(単位:円)

区分	時間	午前	午後
		9時~13時	13時~17時
和館部		550	550
		<del>540</del>	<del>540</del>
洋館部1階洋室		330	330
		<del>320</del>	<del>320</del>
洋館部1階和室		1,100	1,100
		<del>1,080</del>	<del>1,080</del>
洋館部2階和室		1,100	1,100
		<del>1,080</del>	<del>1,080</del>

※ 観覧料については、改定されていません。

《商工会館使用料》

(単位:円)

区分	夏期間(5月~10月)の利用料金			冬期間(11月~4月)の利用料金		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	9時~12時	12時~17時	17時~22時	9時~12時	12時~17時	17時~22時
第1会議室	770以内	1,210以内	1,430以内	1,100以内	1,540以内	1,870以内
	<del>750以内</del>	<del>1,180以内</del>	<del>1,400以内</del>	<del>1,080以内</del>	<del>1,510以内</del>	<del>1,830以内</del>
第2会議室	330以内	550以内	770以内	550以内	880以内	1,100以内
	<del>320以内</del>	<del>540以内</del>	<del>750以内</del>	<del>540以内</del>	<del>860以内</del>	<del>1,080以内</del>

※ 商工会館利用料は、上記使用料を限度額として、指定管理者であるむかわ町商工会が別に定めます。

《四季の館利用料》

(単位：円)

貸室名	区分室名	午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～22時
たんぼぼホール	たんぼぼホールA	4,730以内	8,690以内	10,230以内	21,340以内
		<del>4,640以内</del>	<del>8,530以内</del>	<del>10,040以内</del>	<del>20,950以内</del>
	たんぼぼホールB	3,520以内	6,490以内	7,700以内	15,950以内
		<del>3,450以内</del>	<del>6,370以内</del>	<del>7,560以内</del>	<del>15,660以内</del>
	たんぼぼホールC	2,310以内	4,290以内	5,060以内	10,450以内
		<del>2,260以内</del>	<del>4,210以内</del>	<del>4,960以内</del>	<del>10,260以内</del>
	控室1	770以内	1,430以内	1,650以内	3,520以内
		<del>750以内</del>	<del>1,400以内</del>	<del>1,620以内</del>	<del>3,450以内</del>
控室2	660以内	1,100以内	1,320以内	2,750以内	
	<del>640以内</del>	<del>1,080以内</del>	<del>1,290以内</del>	<del>2,700以内</del>	
控室3	440以内	660以内	770以内	1,650以内	
	<del>430以内</del>	<del>640以内</del>	<del>750以内</del>	<del>1,620以内</del>	
幼児プレイルーム	440以内	770以内	880以内	1,870以内	
	<del>430以内</del>	<del>750以内</del>	<del>860以内</del>	<del>1,830以内</del>	
はつらつセンター	研修室A	1,540以内	2,860以内	3,410以内	7,040以内
		<del>1,510以内</del>	<del>2,800以内</del>	<del>3,340以内</del>	<del>6,910以内</del>
	研修室B	1,650以内	3,080以内	3,630以内	7,480以内
		<del>1,620以内</del>	<del>3,020以内</del>	<del>3,560以内</del>	<del>7,340以内</del>
研修室C	880以内	1,540以内	1,870以内	3,850以内	
	<del>860以内</del>	<del>1,510以内</del>	<del>1,830以内</del>	<del>3,780以内</del>	
調理室	880以内	1,540以内	1,760以内	3,740以内	
	<del>860以内</del>	<del>1,510以内</del>	<del>1,720以内</del>	<del>3,670以内</del>	
まなびランド	会議室A	1,210以内	2,090以内	2,530以内	5,280以内
		<del>1,180以内</del>	<del>2,050以内</del>	<del>2,480以内</del>	<del>5,180以内</del>
	会議室B	990以内	1,650以内	1,980以内	4,180以内
		<del>970以内</del>	<del>1,620以内</del>	<del>1,940以内</del>	<del>4,100以内</del>
	和室A	770以内	1,320以内	1,540以内	3,300以内
<del>750以内</del>		<del>1,290以内</del>	<del>1,510以内</del>	<del>3,240以内</del>	
和室B	770以内	1,320以内	1,540以内	3,300以内	
	<del>750以内</del>	<del>1,290以内</del>	<del>1,510以内</del>	<del>3,240以内</del>	
創作室	660以内	1,100以内	1,320以内	2,750以内	
	<del>640以内</del>	<del>1,080以内</del>	<del>1,290以内</del>	<del>2,700以内</del>	

(備付物品利用料) (規則改正)

(単位：円)

区分	種類	単位	利用料
たんぼぼホール	照明施設	一式	3,350 以内
			<del>3,290 以内</del>
	放送施設	一式	3,460 以内
			<del>3,400 以内</del>
	電動移動席	一式	2,200 以内
			<del>2,160 以内</del>
	丸テーブル	1台	110 以内
			<del>100 以内</del>
	移動ステージ	1台	110 以内
			<del>100 以内</del>
展示パネル	1枚	50 以内	
金屏風	一式	1,100 以内	
		<del>1,080 以内</del>	
ピアノ		1,470 以内	
		<del>1,440 以内</del>	
テーブルクロス	1枚	洗濯代実費	
はつらつセンター	調理台(水道、ガス代)	一式	850 以内
			<del>840 以内</del>
まなびランド	陶芸釜(電気料)	1時間	440 以内
			<del>430 以内</del>
	陶芸釜小(電気料)	1時間	120 以内
			<del>110 以内</del>
婚礼セット	一式	3,040 以内	
		<del>2,990 以内</del>	

※ 四季の館利用料は、上記利用料を限度額として、指定管理者である(株)果夢工房が料金・適用時期を別に定めます。

《国民健康保険穂別診療所手数料等》

(単位：円)

区分	項目	料 金	備 考		
使用料	寝具使用料	1泊につき	300	掛布団、敷布団、毛布、敷布1枚、枕1個	
	病衣使用料	1日につき	60		
	自動車使用料	往復2kmまで	200	10kmまで2kmごとに50円、10kmを超えたときは、2kmごとに110円 <del>100円</del> を加算した額	
	薬剤容器料	1個につき			
		(1) 小	60		
		(2) 大	110 <del>100</del>		
	健康診断料		初診料	聴打診及び身体検査のみ(X線、検査等を行ったときは、それぞれの診療報酬点数に基づき加算する。)	
	死体検案料	1体につき		往検料は、往検料に準ずる死体に	
		(1) 一般的なもの	5,230 <del>5,140</del>	処置を必要としたときは、その実費を加算する。時間外は2倍、深夜は3倍とする。	
		(2) 特殊なもの	7,330 <del>7,200</del>		
任意予防接種料	各種任意予防接種	別に定める額 <del>11,310円以内で</del> 別に定める額			
その他患者の直接負担に係るもの		別に定める額			
手数料	簡易なもの	医療給付金請求書 へき地医療交通費給付金請求書 その他簡易なもの	1通につき	1,040 <del>1,020</del>	医師が記載する必要のないもの
	一般的なもの	健康診断書 交通事故に関する診断書 死亡診断書 特定疾患認定診断書 健康保険療養費支給申請書 その他一般的なもの		2,090 <del>2,050</del>	医師が記載するもので、症状経過又は診療内容等を記載するもの
	特別なもの	自賠責診断書 保険会社診断書 保険会社入院証明書 障害年金診断書 死体検案書 裁判用診断書 生命保険用死亡診断書 その他特別なもの		3,140 <del>3,080</del>	